

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所「フラワー小姓町」 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人東北医療福祉会が開設する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所「フラワー小姓町」（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態若しくは要介護状態にある認知症高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業者等は、利用者の心身の特性を踏まえて、地域の中でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助や支援及び、機能訓練を行うことにより、介護予防は心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、要介護についてはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指すものとする。
- 2 事業の実施に当っては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 フラワー小姓町
- 2 所在地 山形県山形市小姓町7番15号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

2階ユニット「すみれ」

- 1 管理者 （3ユニット管理者及び各ユニット従業者兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、入居の申し込みに係る調整、自らも（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。
- 2 計画作成担当者（介護支援専門員） （すみれ従業者と兼務） 1名以上
計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な

サービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。また、介護支援専門員は、他の計画作成担当者の業務を監督する。さらに自らも（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、従業者等に対する技術指導を行うものとする。

- 3 介護従業者 （内1名：すみれ計画作成担当者と兼務）
（内1名：3ユニット看護師と兼務） 6名以上

介護従業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。

3階ユニット「たんぽぽ」

- 1 管理者 （3ユニット管理者及び各階の各ユニット従業者兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、入居の申し込みに係る調整、自らも（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。

- 2 計画作成担当者（介護支援専門員） （たんぽぽ従業者と兼務） 1名以上
計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。また、介護支援専門員は、他の計画作成担当者の業務を監督する。さらに自らも（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、事従業者等に対する技術指導を行うものとする。

- 3 介護従事者
（内1名：たんぽぽ計画作成担当者と兼務）
（内1名：3ユニット看護師と兼務） 6名以上

介護従業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。

4階ユニット「コスモス」

- 1 管理者 （3ユニット管理者及び各ユニット従業者兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、入居の申し込みに係る調整、自らも（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。

- 2 計画作成担当者（介護支援専門員） （コスモス従業者と兼務） 1名以上
計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成を

行う。また、介護支援専門員は、他の計画作成担当者の業務を監督する。さらに自らも（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、事従業者等に対する技術指導を行うものとする。

3 介護従業者

（内1名：コスモス計画作成担当者と兼務）

（内1名：3ユニット看護師と兼務） 6名以上

介護従業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

27名 【2階ユニット『すみれ』：9名】

【3階ユニット『たんぽぽ』：9名】

【4階ユニット『コスモス』：9名】

（（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容）

第6条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 食事、入浴及び排せつ等の介護
- 2 その他日常生活上の支援や世話
- 3 利用者がその有する能力に応じ日常生活を営む事が出来るようにするための支援
- 4 利用者がその有する能力を高める機能訓練

（利用料等）

第7条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受理サービスであるときに利用者が支払う額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。

- 2 前項の他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護に要する費用は、その実費を徴収する。

なおその実費は、次の額を徴収する。

① 住居費（月額） 32,000円

② 食材費（日額） 1,188円※1

（内訳 朝：324円・昼※2 432円・夕：432円）

③ 水道光熱費（月額） 18,150円※3

④ 管理費（月額） 3,300円※4

⑤ その他日用品費 実費

⑥ 口座振替手数料

※1 食事については14日前までの連絡によりキャンセル可能とする。

※2 昼食代におやつ代含む

※3 燃料調整費として毎年12月～3月までは③に加えて毎月5,000円加算。

※4 共用部の維持管理及びリネン等の衛生費として使用する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとし、貸与物に関しては、希望する利用者と貸与業者との個別契約とする。

（入居の際の留意事項）

第8条 入居に際し、利用者は下記の事項を守らなければならない。

- 1 ほかの利用者等に対する宗教の活動、政治活動等を行わない。
- 2 喫煙は決められた場所以外では行わない。

（緊急時における対応方法）

第9条 介護従業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害時の関係機関への通報、及び連携体制を整備し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講じる。

2 事業所は、従業者が虐待等を疑われる事案が発生した場合、速やかに市町村に通報する。

（身体拘束等）

第12条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身元引受人に連絡し同意を得てから身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うこととする。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録)

第13条 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、事業所の管理者又は計画作成担当者がその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、契約終了の日から5年間保管することとする。

(地域との連携等)

第14条 事業所は、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民代表者、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとする。又、いつでも閲覧できるように、記録を掲示する。

((介護予防)認知症対応型共同生活介護の記録)

第15条 事業所は、利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に際し、作成した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画及び苦情・事故に関する記録等を、契約終了の日から5年間保管することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、全ての介護従業者に対し資質の向上を図るため、研修への参加の機会を確保するとともに、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人東北医療福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成14年 7月22日より施行する。

平成16年12月 1日より一部改訂施行する。

平成18年 4月 1日より一部改訂施行する。

平成22年 3月 1日より一部改訂施行する。

平成25年 4月 1日より一部改訂施行する。

平成26年 4月 1日より一部改訂施行する。

平成27年 8月 1日より一部改訂施行する。

平成30年12月 1日より一部改訂施行する。

令和 5年 4月 1日より一部改訂施行する。

令和 7年 3月31日より一部改訂施行する。